第１節　計画の目的及び構成

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、中野市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、中野市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、中野市における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【国、県及び中野市の防災会議並びに防災計画の体系】

第２　計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を風水害対策編、第３編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策及び市・県・防災関係機関・住民等の役割分担を示した。また、第４編を原子力災害対策編とし、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。第５編は事故災害等対策編とし、市域において起こる可能性のある事故災害等への対策について特記すべき事項を示し、第６編では、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

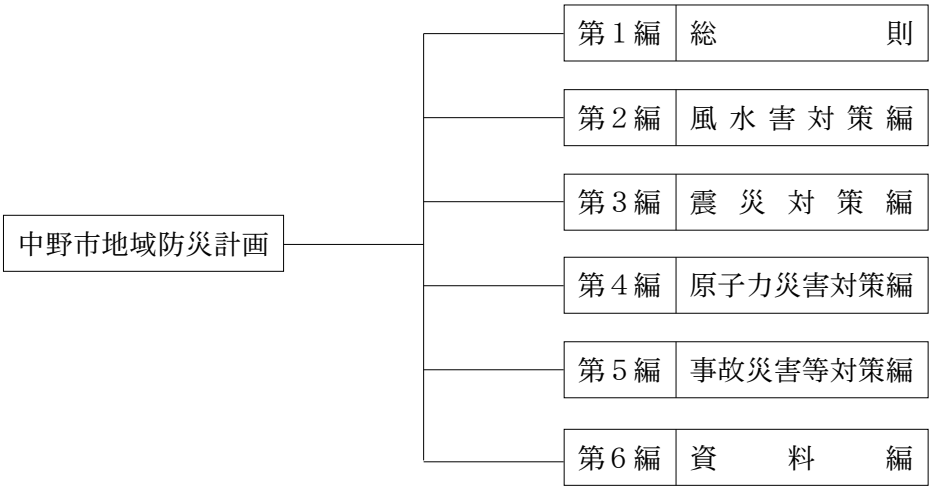

第３　計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して、必要

があると認めるときには速やかにこれを修正する。

第４　中野市国土強靱化地域計画を踏まえた防災計画の作成等

中野市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定されている。このため、本市の国土強靱化に関する部分については、中野市国土強靱化地域計画の総合目標「しなやか中野・たくましいふるさとへ～命や暮らしを守るまちづくり」を基本とし、事前に備えるべき目標である

１　人命の保護が最大限図られること

２　負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

３　必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

４　必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

５　流通・経済活動等を停滞させないこと

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

第５　計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、市職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

第２節　防災ビジョン

第１　防災ビジョン

１　風水害

近年の都市化の波により人口の密集、河川沿いや山間地などの災害危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層災害に強いまちづくりが必要となっている。また林業従事者不足が要因となって山林の荒廃が目立ってきた。山林の乱開発を防ぎ、急傾斜地崩落防止策や地すべり防止事業等を実施し、災害等を未然に防ぐとともに、併せて資源の確保に努める。

治水は、過去に水害を受けた本市にとって重要な事業であり、千曲川をはじめ、夜間瀬川、篠井川、斑尾川、本沢川等の河川改修事業の促進に努めるとともに、水防法に基づく千曲川浸水想定区域については、河川の氾濫による被害が懸念されることから、災害時の情報伝達・避難誘導体制等についてあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

さらに、防災行政無線の活用をはじめ通信網の整備を図り、市からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努める。

２　震　災

近隣では、過去に弘化４年の善光寺地震（規模M7.4）や、平成16年の新潟県中越地震が発生しており、本市でも、善光寺地震時は土砂崩れ、家屋倒壊等により多数の死者を出すなど大きな被害が出た。

また、長野盆地から飯山盆地にかけては、特に活断層の密集する地域であり、局地的な小地震が時折発生している。

平成14年に公表された「長野県地震対策基礎調査報告書」では、現時点の科学的知見で、発生の可能性のある大規模地震として５つの内陸型地震と東海地震を想定している。本市においても、ひとたび善光寺地震クラスの地震が発生すると、その規模、発生場所にもよるが、相当な被害が予想される。万一、発生した場合は、ライフラインを中心に相当の被害の発生が予想されるので、軟弱な地盤、地すべり、土石流危険区域における各施設、住宅等の建設については指導を強化する。

また、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必要である。このため平常時から災害に備えるべく地震防災緊急事業五箇年計画の実施をはじめとする計画的な整備を図っていく必要がある。

３　事故災害等

行政は、大規模な火事災害や鉄道災害が発生することを未然に防ぐための予防対策や、万が一発生した場合の迅速な応急対策が今まで以上に求められている。

このため、本市の地域性にかんがみ、市域において発生する可能性のある事故災害・特殊災害について検討し、そのための対策を講ずる必要がある。

第２　防災の基本理念及び施策の概要

１　防災対策の実施

防災対策を行うに当たっては、市、県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

⑴　周到かつ十分な災害予防

ア　災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

㋐　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

㋑　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ　災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

㋐　災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。

㋑　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

㋒　住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。

㋓　防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

㋔　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

⑵　迅速かつ円滑な災害応急対策

ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

㋐　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

㋑　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

㈠　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

㈡　発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

㈢　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

㈣　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

㈤　被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

㈥　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

㈦　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

㈧　指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

㈨　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

㈩　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

㈪　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

㈫　ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

⑶　適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア　災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

㈠　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ　災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

㈠　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

㈡　物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

㈢　災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法を確立するとともに、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行

う。

㈉　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

㈊　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

㈋　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ　県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

2　市及び関係機関等が行うべき事項

市及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

⑴　要配慮者や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

⑵　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

3　住民が行うべき事項

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

4　関係機関等の連携強化

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

中野市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等、公共的団体及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

２　岳南広域消防組合

岳南広域消防組合は、災害から組織市町村の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもと、防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

３　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整をする。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　住　民

中野市の住民は、「自らの身の安全は、自ら守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し、災害時を念頭においた防災対策を日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市	⑴　中野市防災会議及び中野市災害対策本部に関すること。 ⑵　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 ⑶　被災施設の応急措置及び復旧に関すること。

		⑷　水防その他の応急措置に関すること。 ⑸　災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 ⑹　避難の指示に関すること。 ⑺　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 ⑻　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 ⑼　その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 ⑽　防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 ⑾　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ⑿　その他防災に関すること。
岳南広域消防組合		⑴　消防力の整備に関すること。 ⑵　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 ⑶　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 ⑷　防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 ⑸　自主防災組織の育成指導に関すること。 ⑹　広域市町村災害対策本部の業務に関すること。
県		⑴　長野県防災会議に関すること。 ⑵　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 ⑶　水防その他の応急措置に関すること。 ⑷　県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 ⑸　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 ⑹　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 ⑺　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 ⑻　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 ⑼　自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
中野警察署		⑴　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 ⑵　被災者の救出に関すること。 ⑶　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 ⑷　行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 ⑸　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 ⑹　危険物の取締りに関すること。 ⑺　被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。
指定地方行政機関	中部森林管理局（北信森林管理	⑴　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。

	署）	⑵　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ⑶　災害応急対策用材の供給に関すること。
	長野労働局（中野労働基準監督署）	⑴　情報の収集及び調査に関すること。 ⑵　事業所における二次災害の発生の防止に関すること。 ⑶　被災者の救護対策に関すること。 ⑷　職員の派遣に関すること。
	北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	⑴　応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 ⑵　防災訓練の実施に関すること。 ⑶　防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 ⑷　管轄河川の予防措置及び応急活動に関すること。 ⑸　所管施設の緊急点検の実施に関すること。
	東京管区気象台（長野地方気象台）	⑴　注意報・警報等の発表及び伝達に関すること。 ⑵　防災気象知識の普及に関すること。 ⑶　気象災害防止のための統計調査に関すること。 ⑷　地震情報、判定会招集連絡報、大規模地震関連情報の通達に関すること。 ⑸　地震防災知識の普及に関すること。 ⑹　地震災害防止のための統計調査に関すること。
	中部地方環境事務所	⑴　有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 ⑵　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
	関東地方測量部	⑴　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ⑵　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
陸上自衛隊 第13普通科連隊		⑴　災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 ⑵　災害時における応急復旧活動に関すること。
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便㈱	⑴　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 ⑵　災害時における窓口業務の確保に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱	⑴　鉄道施設の防災に関すること。 ⑵　災害時における避難者の輸送に関すること。
	日本貨物鉄道㈱	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
	東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱	⑴　公衆電気通信設備の保全に関すること。 ⑵　災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	日本放送協会（長野放送局）及び放	⑴　災害情報等の広報に関すること。 ⑵　「長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則」に基づく

	送各社	情報提供に関すること。
	日本赤十字社（長野県支部）	⑴　医療、助産等救助、救護に関すること。 ⑵　災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ⑶　義援金の募集に関すること。
	中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱	⑴　電力施設の保全、保安に関すること。 ⑵　電力の供給に関すること。
	長野都市ガス㈱	⑴　ガス施設の保全、保安に関すること。 ⑵　ガスの供給に関すること。
	貨物自動車運送事業者（各社）	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
	東日本高速道路㈱（関東支社長野管理事務所）	⑴　高速道路施設の保全及び防災対策に関すること。 ⑵　災害時における応急対策等に関すること。 ⑶　災害時における救援物資等の輸送の協力に関すること。 ⑷　災害時における交通の確保及び災害情報の提供等に関すること。
	土地改良区	水こう門等の防災に関すること。
	地方鉄道会社（長野電鉄㈱）	災害時における鉄道車両による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
	旅客自動車運送事業者（長電バス㈱）	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
	㈠社㈱長野県建設業協会（中野市建設業協会）	災害時における復旧工事の協力に関すること。
	医師会 歯科医師会 薬剤師会	市が行う災害応急対策の協力に関すること。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	信州中野商工会議所	⑴　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ⑵　被災会員の融資、斡旋の協力に関すること。 ⑶　災害時における物価安定の協力に関すること。 ⑷　救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること。 ⑸　「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく応援・協力に関すること。
	中野市農業協同組合及びながの農業協同組合	⑴　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ⑵　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ⑶　被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 ⑷　農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する

		こと。 ⑸　農産物の需給調整に関すること。
	北信州森林組合	⑴　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ⑵　被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 ⑶　木材の供給と物資の斡旋に関すること。
	中野市社会福祉協議会	⑴　市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 ⑵　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。
	長野県道路公社（志賀中野有料道路管理事務所）	⑴　有料道路施設の保全及び防災対策に関すること。 ⑵　災害時における応急対策等に関すること。 ⑶　災害時における救援物資等の輸送の協力に関すること。 ⑷　災害時における交通の確保及び災害情報の提供等に関すること。
	各種団体（金融機関、区長会等）	市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。

第４節　中野市の地勢

第１　自然的条件

１　市　域

本市は、長野県の北東部に位置し、東西約11キロメートル、南北約16キロメートル、総面積112.18平方キロメートルである。

２　地　勢

本市は、県都長野市からは鉄道で約30分から40分で結ばれ、北は飯山市、木島平村、東は山ノ内町、南は長野市、小布施町、高山村、西は飯綱町に隣接している。また、斑尾山、高社山など象徴的な山々を背景として、千曲川、夜間瀬川などが形成した河岸段丘や扇状地、穏かな傾斜地に集落が発達している。

３　地　質

本市の地質を大別すると、夜間瀬川を境として科野、倭地区と中野、日野、延徳地区の一部が洪積層に属し、山間部には火山灰土が多く、高丘、長丘地区の丘陵地帯も洪積層に属している。善光寺平から連なる中野平をはじめ平野、平岡地区に至る平坦地帯は沖積層に属している。

また、市内には活断層の存在も指摘されている。

４　気　象

本市は、比較的気温の差が大きく内陸性の気候で冷涼な気象条件が特徴である。年間平均気温は11℃前後で、最高気温35℃前後、最低気温－14℃前後でその差は著しいものがある。降水量は、夏期に多く６～９月に集中しその期間毎月100ミリを超えているが、年間降水量は比較的少なく平均880ミリ程度になっている。また、降雪期間は70～90日前後で平均積雪深も50～90センチとなっているが、北部と南部の差は大きく、北部にあっては1.5～2.0メートルを超えるところもある。このため北部では根雪期間も90～120日に及び、交通、農業、日常生活面等に甚大な被害を被る年もしばしばある。

第２　社会的条件

１　人　口

本市の人口は、令和３年11月１日現在、43,489人で、世帯数は17,457世帯である。

全国的に高齢化、核家族化が進んでいるが、本市においてもその傾向がみられる。全人口における65歳以上の高齢者人口の占める割合（高齢化率）は、29.5％となっている（平成27年国勢調査)。

２　産　業

平成27年国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業23.7％、第二次産業23.5％、第三次産業52.8％である。産業は農業が盛んで、早くからキノコ栽培に取り組み、中でも、エノキダケは、全国第１位の生産量を誇っている。また果樹栽培に適した気候であり、ぶどうや桃、りんご、プラム、さくらんぼなどは、全国有数の品質と生産量を誇る農産物の宝庫である。

果樹以外では、シャクヤクの栽培が盛んで、切花の生産量は全国第１位である。

しかし、農林業については後継者不足が最大の課題である。今後、高い生産技術を受け継ぎ、更に発展させていくためには、意欲ある農業後継者の確保と新規就農者への支援が必要である。

一方、商工業及び観光業については、高速道路の整備により、都市圏との時間短縮が図られたことから、進展が期待される。地元産業の育成と企業誘致、商店街の整備と大型店舗の進出のバランスを考え、更なる産業の活性化を図っていく必要がある。

3　交　通

⑴　道　路

高速交通網は、上信越自動車道信州中野インターチェンジ及び豊田飯山インターチェンジの供用が開始となったことにより、高速道路関連のアクセス道の整備が進んでいる。時間的距離の短縮による大都市への接近は地域の活性化をもたらすと同時に、緊急交通路等の防災面からも期待される。

また、市道は、日常生活や地域における産業活動の基盤として重要な役割を果たすものであり、今後、幹線市道の改良を計画的に推進するとともに、生活道路であるその他市道の整備も進める必要がある。

⑵　公共交通

本市における地域公共交通は、ＪＲ飯山線及び長野電鉄が運行する電車路線と長電バスが運行する路線バス及び市等が運行する廃止代替バス、ふれあいバスなどがある。これらは、“地域の足”として市民生活の利便性や地域間の連携に欠くことができない交通手段である。

しかし、社会構造の変化、特にマイカーの普及により、電車・バスの利用者は年々減少の一途をたどっている。

4　防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下がうかがわれ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

特に、次に掲げるような事項については十分な対応に努める。

⑴　都市化の進展に伴い人口の密集化が進むが、災害に強い都市構造に努めるとともに、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策を講ずるよう努める。

⑵　増加傾向にある要配慮者については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救急対策等防災の様々な場面において、十分な配慮が必要である。

⑶　ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大に伴い、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、これらの施設を災害から防ぎょする施策に努めるとともに、補完的機能の充実に努める。

⑷　住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

このため、自主防災組織の充実・強化に努め、これを単位として多くの住民参加による定期的防災訓練を行うとともに、防災思想の高揚に努める。

第５節　被害想定

第１　災害履歴と災害誘因

１　過去の風水害と考慮すべき特性

⑴　被害状況

本市における災害の種類には、大雨・暴風雨・豪雪・凍霜害・ひょう害等がある。詳細は**資料14−４**のとおりである。

人的被害は、昭和34年の台風７号による重傷者３人、軽傷者６人が最大のもので、昭和59年の豪雪では、除雪作業等により死者１人、重傷者３人が出ている。また、令和元年東日本台風（台風19号）では、片付け作業により重傷者１人が出ている。

住家等の被害としては、昭和34年のほか昭和33年・57年・58年及び令和元年の台風時などに流失、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損あるいは床上浸水、床下浸水、農作物浸冠水等の被害が発生している。

農林関係被害は、本市において最も多大な損害が生じるもので、各災害の被害総額の半分以上を占めることも多い。主に果樹、野菜等の農作物、農業用施設が被害を受けるほか、農地への被害も発生している。

土木関係では、河川、道路を中心に被害を受けている。

⑵　考慮すべき特性

ア　千曲川の氾濫

千曲川流域から西に向かい丘陵上に山を控え、梅雨末期の大雨や台風等による豪雨の発生の際及び地震の場合、急傾斜地では土石流の発生が懸念される。また、千曲川河口には各支流から多量の水が注ぐため、急傾斜地における家屋の倒壊や千曲川河畔に散在する民家の局地的な浸水には十分な警戒を要する。

昭和57年・58年、平成16年・18年の災害では、千曲川の氾濫により、沿岸部で大きな被害を受けている。その後、改修工事が進み、改善されているが、令和元年東日本台風により、甚大な被害を受け、千曲川流域全体による治水対策により、更なる改善を図る必要がある。近年、激甚化する災害の傾向を踏まえ、今後も集中豪雨等の際には警戒が必要である。

イ　前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、南海上から暖湿気流が運び込まれることで、市域にも大雨が降る。昭和57年・58年・60年、平成16年・18年には台風の影響も受けた長雨により、千曲川が増水したほか、土砂崩落等も発生している。

ウ　台風の進路による影響

県の地理的位置、地形的条件に関係して、台風の接近、通過の進路により本市への影響も異なった態様を示している。市域に影響を及ぼす台風は、経路によって３つに大別することができる。

⑺　県を縦断して北上する場合

暴風雨により風水害の発生が予想される。河川の増水、がけ崩れ等に対する警戒が必要で

ある。

⑷　県の西側に接近して北東進する場合

市域への影響は、主として風による被害が多いと考えられる。また、県西部山沿いに局地的に大雨がもたらされ、犀川を経由して千曲川が増水することも予想されるため、警戒が必要である。

⑸　県の東側に接近して北東進する場合

雨・風とも強く、風水害の発生が予想される。台風の吹き返しによる北寄りの暴風が被害を拡大させるおそれがある。各河川の増水、がけ崩れ等に対する警戒が必要である。

エ　地形による災害

⑺　空気の上昇がしばしば起こるため、気層が局部的に不安定となり、地域的にひょう害が発生する素因となっている。

⑷　概して春が遅く秋が早いため、無霜期間が短く、農作物の凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

2　過去の地震災害と考慮すべき特性

⑴　被害状況

長野県に被害を及ぼした主な地震は、**資料14－５**のとおりである。

過去、県内では浅い活断層の運動による地震が比較的多く発生してきた。そのうち、本市に最も大きな被害をもたらしたのが、善光寺地震である。弘化４年３月24日（西暦1847年５月８日）夜10時ごろに発生した地震は、県北部の各地に家屋の倒壊、焼失と、千曲川の洪水による家屋の流失を引き起こし、8,300人以上の死者と多数の負傷者を発生させた。

市域の被害としては、軟弱な沖積層の地盤により地震動の揺れが増幅された延徳沖低地の小沼・新保・江部、中野扇状地の扇端部である七瀬・片塩等で、地割れや液状化現象が発生したほか、各所で山腹崩壊、地すべりが起きた。特に長丘丘陵では大規模な崩壊が起き、壁田・大俣・厚貝などの地区はとりわけ大きな被害を受けた。また、地震によって県北部地域で発生した多数の山腹崩壊等により、千曲川上流の犀川がせき止められ、大量の水を貯えた後に決壊したため、川中島平を経由して市域南部の延徳沖低地に大洪水が押し寄せ、現在の小沼・大熊地区を中心に家屋の流失、全壊等の甚大な被害が生じた。

本市の地震災害では、地震動による地盤災害や斜面崩壊等のほかに、善光寺地震で発生した二次災害ともいうべき河川の氾濫に対しても警戒が必要である。

⑵　活断層の分布

過去に活動を繰り返し、今後も活動する可能性のある断層を活断層と呼ぶ。県内には糸魚川―静岡構造線断層帯がほぼ南北に縦断しており、それに関連して本市東縁部には、長野盆地付近から信濃川に沿って新潟県に延びていく信濃川断層帯に属する長丘断層がある。また、市の南西、長野盆地西縁部には、善光寺地震にかかわる一連の活断層が存在している。以下に、本市周辺の活断層を示した。（『〔新編〕日本の活断層』東京大学出版会発行）

中野市周辺の活断層

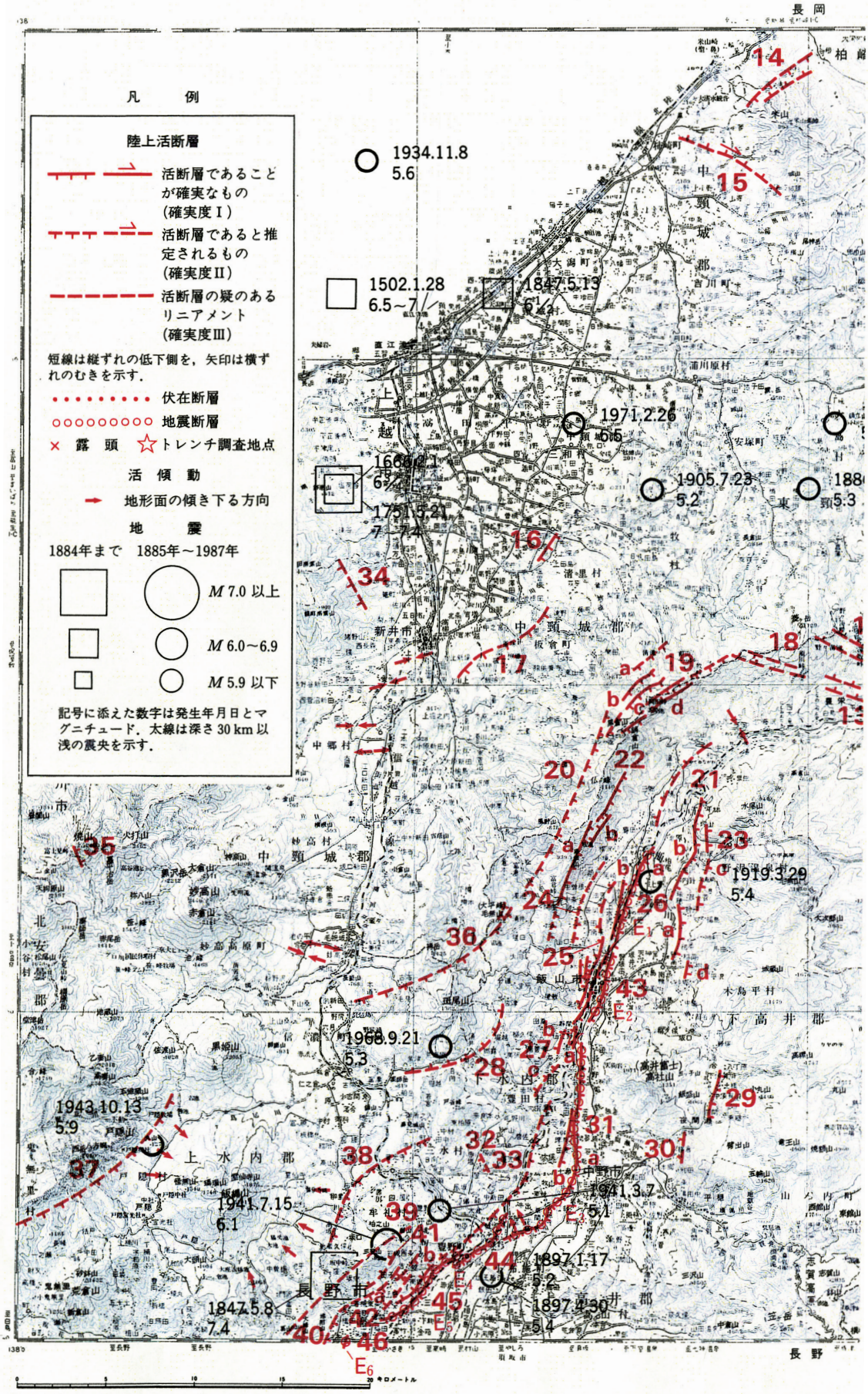

凡　例
陸上活断層
活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）
活断層であると推定されるもの（確実度Ⅱ）
活断層の疑のあるリニアメント（確実度Ⅲ）
短線は縦ずれの低下側を，矢印は横ずれのむきを示す．
伏在断層
地震断層
× 露　頭　☆トレンチ調査地点
活　傾　動
地形面の傾き下る方向
地　震
1884年まで　1885年～1987年
M 7.0 以上
M 6.0～6.9
M 5.9 以下
記号に添えた数字は発生年月日とマグニチュード．太線は深さ 30 km 以浅の震央を示す．
1934.11.8
5.6
1502.1.28
6.5～7
1847.5.13
1971.2.26
6.5
1905.7.23
5.2
1919.3.29
5.4
1968.9.21
5.3
1943.10.13
5.9
1941.7.15
6.1
1941.3.7
5.1
1897.1.17
5.2
1897.4.30
5.4
1847.5.8
7.4
長　岡
長　野
中　頸　城　郡
上　水　内　郡
下　高　井　郡
新井市
中野市
長　野　市

⑶　考慮すべき特性

現在までの学術的研究によって、地震を引き起こす活断層の位置と断層活動の詳細は次第に解明されてきている。しかし、活断層の活動間隔は1000年以上と長いため、活動時期の予測は数百年の誤差を生じる長期予想とならざるを得ない。また、長期にわたって活動を止めている断層でも、休止期の終わりとともに再活動する可能性も考えられる。さらに、局地的に大きな被害をもたらす地震であっても、通常の活断層調査でとらえることのできない断層もあることから、地震災害の発生は常に想定しておく必要がある。

ア　地盤災害

大地震が発生し、種々の地震波が地表に到達する時、地形の特性に応じて災害の形態は異なってくる。

低地の沖積地・扇状地・氾濫原では軟弱地盤であるところが多く、地割れが発生したり、震動が大きくなって人家・建物・構造物・道路の被害が増大する。また震動により地盤の不等沈下が起こり、地中での滞水・排水不良ということも起こることがある。

台地や段丘などの洪積層は相対的には良好な地盤ではあるが、崖錐や段丘崖などの崩壊によって崖下の人家・道路などを損壊することがある。丘陵地は、段丘と同様に比較的固結度が高いので安定しているが、丘陵地の末端部では崩壊する可能性が高い。

山地においては、基盤岩での震動が小さくても、層理の発達状況・亀裂の様相・風化の進行程度によって斜面崩壊や地すべりが発生し、人家・田畑・道路（路盤や擁壁）などの破壊が生じたり、大量の土石が渓流に流入したりして水害を発生させることもある。

イ　地盤の液状化

地盤の液状化は、砂質地盤で地下水位の比較的高い地層において大きな地震波が地表付近に到達した際に、砂粒同士の結びつきが弱まって起こるもので、噴砂・噴泥・噴水といった現象が見られる。地層全体の流動化により、地盤は軟弱になり、建造物等の傾斜、倒壊が発生したり、地下埋設施設に被害が生じることがある。

地形的には、低地の沖積地、扇状地、氾濫原、埋立地などで発生しやすい。本市で地震災害時、地盤の液状化が予想される地域は、千曲川・夜間瀬川流域のほか、中野扇状地の扇央部の竹原付近から扇端部の間長瀬・江部にかけて、また、延徳沖低地に属する篠井・三ツ和・新保・草間と広範囲にわたっている。このほか、今井新堀川のある大俣から栗林にかけても、発生が予想される。

ウ　斜面崩壊

大きな地震波が山腹斜面、山地末端部、崖などの斜面を激しく揺さぶると、層理や亀裂がよく発達しているところ、風化が進行しているところ、固結度が小さいところなどでは、岩石や地層が崩壊する。植樹や各種の崩壊防止工が施工されている場合は、この崩壊をある程度抑止することもある。

市域の山地の地質組成は、溶岩地帯、安山岩質地帯、石英閃緑岩地帯、ひん岩地帯等であり、脆弱であったり、斜面勾配が大きいようなところでは、この斜面崩壊の可能性が高くなる。また、段丘崖や丘陵地の下部でも、斜面が崩壊する危険性がある。

地質図

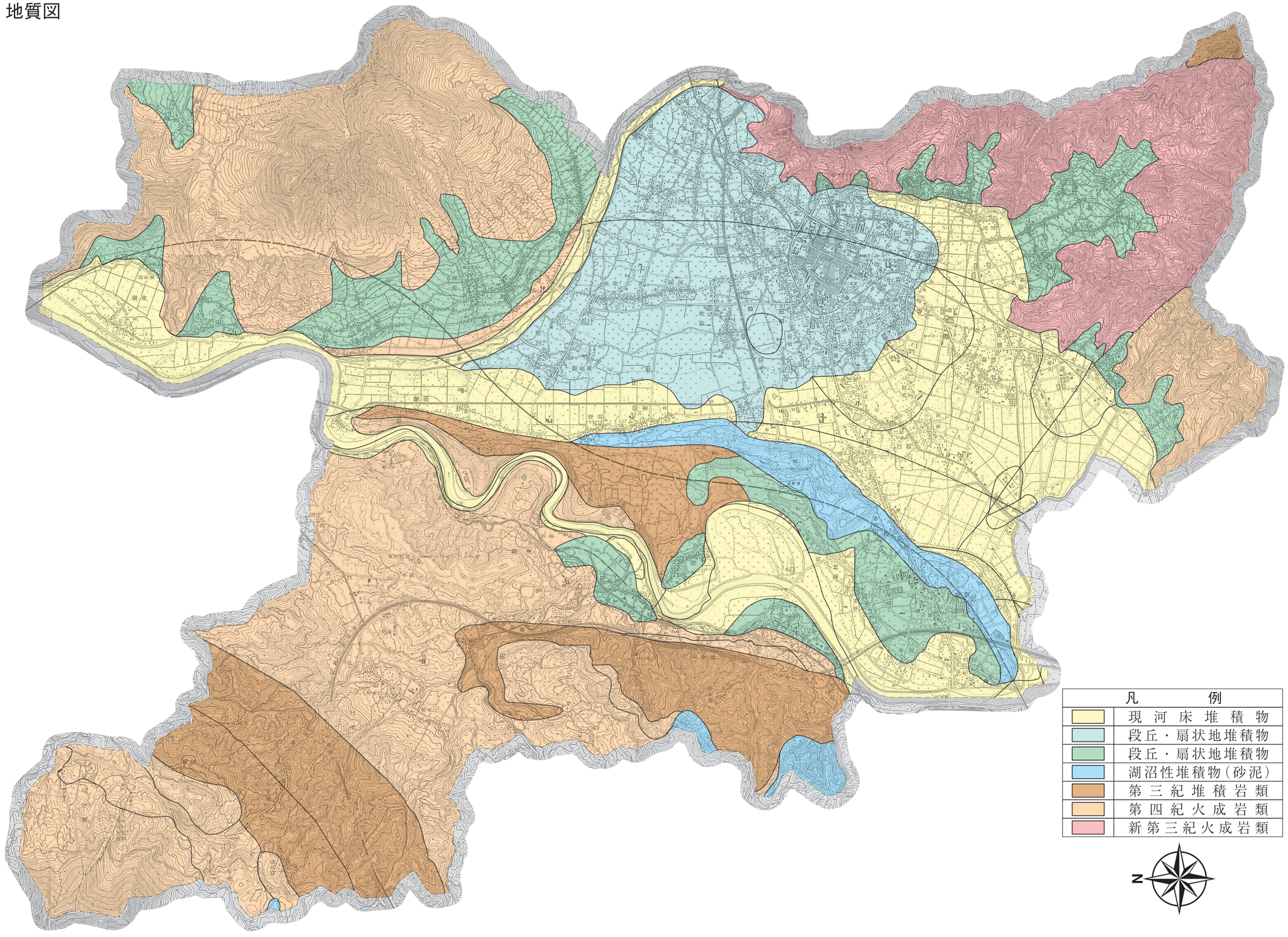
凡　例
現河床堆積物
段丘・扇状地堆積物
段丘・扇状地堆積物
湖沼性堆積物（砂泥）
第三紀堆積岩類
第四紀火成岩類
新第三紀火成岩類
N

〔中野防２〕

3　災害危険箇所等の状況

⑴　重要水防区域

市内における河川の重要水防区域は**資料13−１**に示すとおり、国土交通省管理の千曲川、県管理の河川では夜間瀬川・篠井川・斑尾川等及び市管理の河川に存在する。予想される危険としては、堤防余裕高・堤防断面・堤防高不足、護岸等の決壊、越水等がある。

⑵　土石流危険渓流

豪雨時に山間地の渓流で発生する土石流は、下流域で大災害をもたらす可能性がある。**資料13−２**に示すとおりであり、大部分が土石流危険渓流Ⅰに分類される。

渓流の分布地域としては、深沢から岩井にかけての夜間瀬川・千曲川東岸地域及び更科・新野・間山から大熊・桜沢までの東部山地沿いである。保全対象には、人家のほか、市道、県道、学校等がある。

⑶　急傾斜地崩壊危険箇所

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は**資料13−３**に示すとおりで、東部の高遠・大熊・桜沢と長丘丘陵の壁田に分布している。傾斜は30°～50°の範囲で、長さは大熊の500m以外では80～150mである。また高さは、低いものは10mであるが、壁田では90mとなっている。

⑷　地すべり危険箇所

長野県は、地質組成や地質構造の特異性から全国的にも屈指の地すべり地帯である。本市では**資料13−４**に示したとおり地すべり危険箇所がある。

危険箇所の分布区域は、中野地域は、東部山地沿いの更科・間山・新野・大熊・桜沢等のほか、長丘丘陵の壁田・七瀬から、大俣・栗林・草間・立ケ花に、豊田地域は、郷露・梨久保・小割・道光寺・美沢に集中している。

⑸　崩壊土砂流出危険地区

豪雨時に河川の山地流域で発生した崩壊等が、異常な土砂流出となって下流域に被害をもたらすことがある。本市には**資料13−５**に示すとおり崩壊土砂流出危険地区があり、中野地域には、岩井から赤岩までの千曲川・夜間瀬川東岸、東山・更科・間山・三ツ和・桜沢の東部山地沿いに、豊田地域には、上今井・永江・豊津・穴田に分布している。

⑹　山腹崩壊危険地区

風水害又は地震災害発生時に、山腹崩壊の危険性がある地区は**資料13−６**に示すとおりで、中野地域においては、高社山麓沿いの岩井から柳沢・越、長丘丘陵では北部の壁田・七瀬、また南部では大俣・栗林・立ヶ花、東部山地の東山・更科から間山にかけて分布している。また、豊田地域においては、永江・豊津・上今井・穴田に分布している。

⑺　雪崩危険箇所

本市における雪崩危険箇所は**資料13−７**に示すとおりで、中野地域では、東部山地の山沿いと長丘丘陵の壁田、高社火山群の岩井東と柳沢等である。また、豊田地域では、涌井・梨久保・道光寺等が挙げられる。各箇所とも多くの人家が含まれており、東山団地や柳沢では200戸に上っている。

⑻　落石等危険箇所

風水害又は地震災害発生時に落石等の危険箇所となっているのは、**資料13−８**に示すとおりである。危険内容は、地すべり、落石、崩壊、路肩軟弱である。

⑼　農業用ため池

農業用水確保を目的として造られたため池は、農家の水利には重要な役割を果たすが、災害時には決壊等により、配水域に被害を与えることも考えられる。本市のため池は**資料13－９**のとおりであり、最大は永江の大池である。

⑽　火災（山林）

林野面積が広大なことから、中野市では過去にも山林火災を経験しており、今後も発生が予想される。

第２　風水害による危険性の検討

１　水　害

本市南部の延徳沖低地は、千曲川と篠井川による沖積地帯で、過去に氾濫を繰り返してきた水害地である。そのため防災対策として千曲川・篠井川の築堤、立ケ花樋門の建設、大排水施設の建設等の治水事業が施行されており、水害の危険性は以前より減ってきている。しかし、国土交通省直轄沿川浸水実績図（千曲川）に示されるように昭和57年・58年及び平成７年・16年・18年には三ツ和・新保等の地区で大規模な浸水が発生している。

国土交通省では、平成28年６月１日、水防法に基づき、千曲川流域の浸水想定区域を指定した。市域においては、篠井川・草間川・真引川の流域から千曲川への合流地点までの地区（草間・安源寺・片塩・西江部・東江部・西条・新保・篠井・北大熊・大熊・桜沢・小沼）とその下流部（大俣・栗林・牛出・立ヶ花・上今井・豊津)、及び夜間瀬川の千曲川への合流地点付近（柳沢・古牧）とその下流部（岩井・岩井東・田上）が該当地域とされている。

該当地域については、浸水のおそれのない安全な避難場所を地区ごとに指定するなどの対策を講じているが、指定地域が広範囲にわたっていることから、住民の安全確保のためには、迅速な情報伝達と避難誘導措置が不可欠である。

直轄沿川浸水実績図

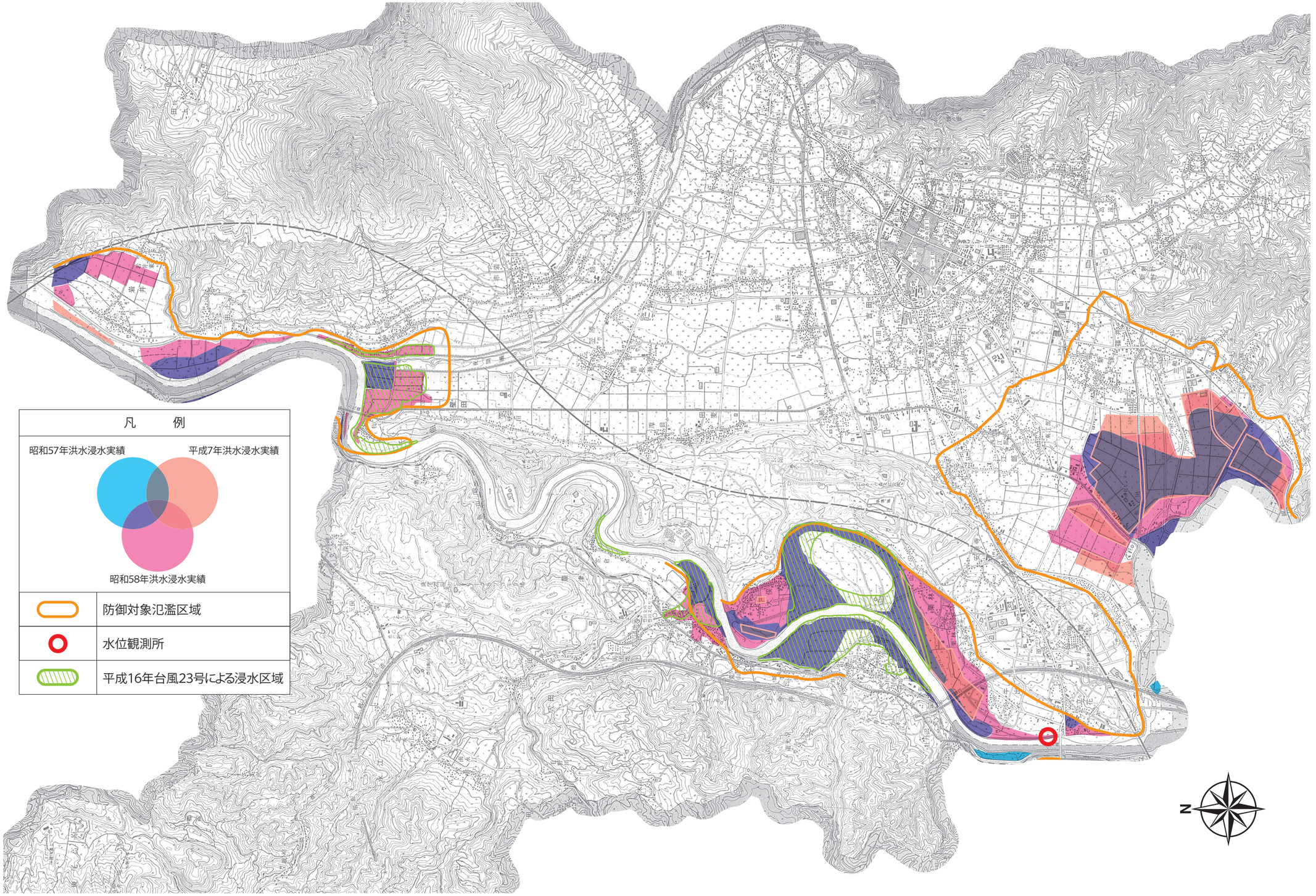
凡　例
昭和57年洪水浸水実績
平成7年洪水浸水実績
昭和58年洪水浸水実績
防御対象氾濫区域
水位観測所
平成16年台風23号による浸水区域
N

2　土砂災害

豪雨や大雨に際しては、水害以外にも急傾斜地の崩壊、山腹斜面の崩壊、土石流の発生等があり、大量の水とともに土砂の崩壊・流出が災害の原因となる。大地震に際しても土砂災害が発生する危険性はあるが、豪雨に伴う土砂災害の場合には、土砂と水とが合体して災害を引き起こすという特性がある。とりわけ高社山麓沿いの岩井・柳沢・田上・赤岩・越・深沢、長丘丘陵の壁田・七瀬・草間・栗林・大俣、東部山地沿いの東山・更科・新野・間山・大熊・桜沢及び西部山地沿いの豊田地域では、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、土石流などの素因が複合することにより、人家、道路、公共施設、田畑等で大きな被害が発生する危険性がある。

3　その他の災害

過去の災害歴史からも分かるように、異常気象としては豪雨や大雨以外に、風害、ひょう害、凍霜害などがあり、その時々の気圧配置、風向・風速、放射冷却などによって災害となり得る。さらに内陸性の気候特性から、日中は地面が暖まりやすく、夜間は冷え込みが厳しいという地形の性状によっても、これらの気象現象は増幅されるものである。

風害は家屋の破損や農作物の倒伏、果樹の落果という事態を招き、ひょう害は農作物を直接傷つけ、凍霜害は農作物の生育を即座に停止させてしまう。

これらの災害は、農産物への影響が大であるので、農業従事者の被害は深刻なものとなってしまう。これらの異常気象による大規模な災害は数年間に一度は起きているが、今後も発生する危険性は存在する。

第３　地震災害による危険性の検討

１　基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年３月、『第３次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

２　想定地震

『第３次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

震源諸元 / 想定地震		マグニチュード	市における最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	7	58	飯山市～長野市
糸魚川―静岡構造線	全体	8.5	６弱	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	５強	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	４	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	５弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）		7.8	４	79	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曽山脈西縁断層帯（北部）		7.5	４	40	木曽町～南木曽町
境峠・神谷断層帯		7.6	５弱	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	５弱		
南海トラフ		9.0	５弱		

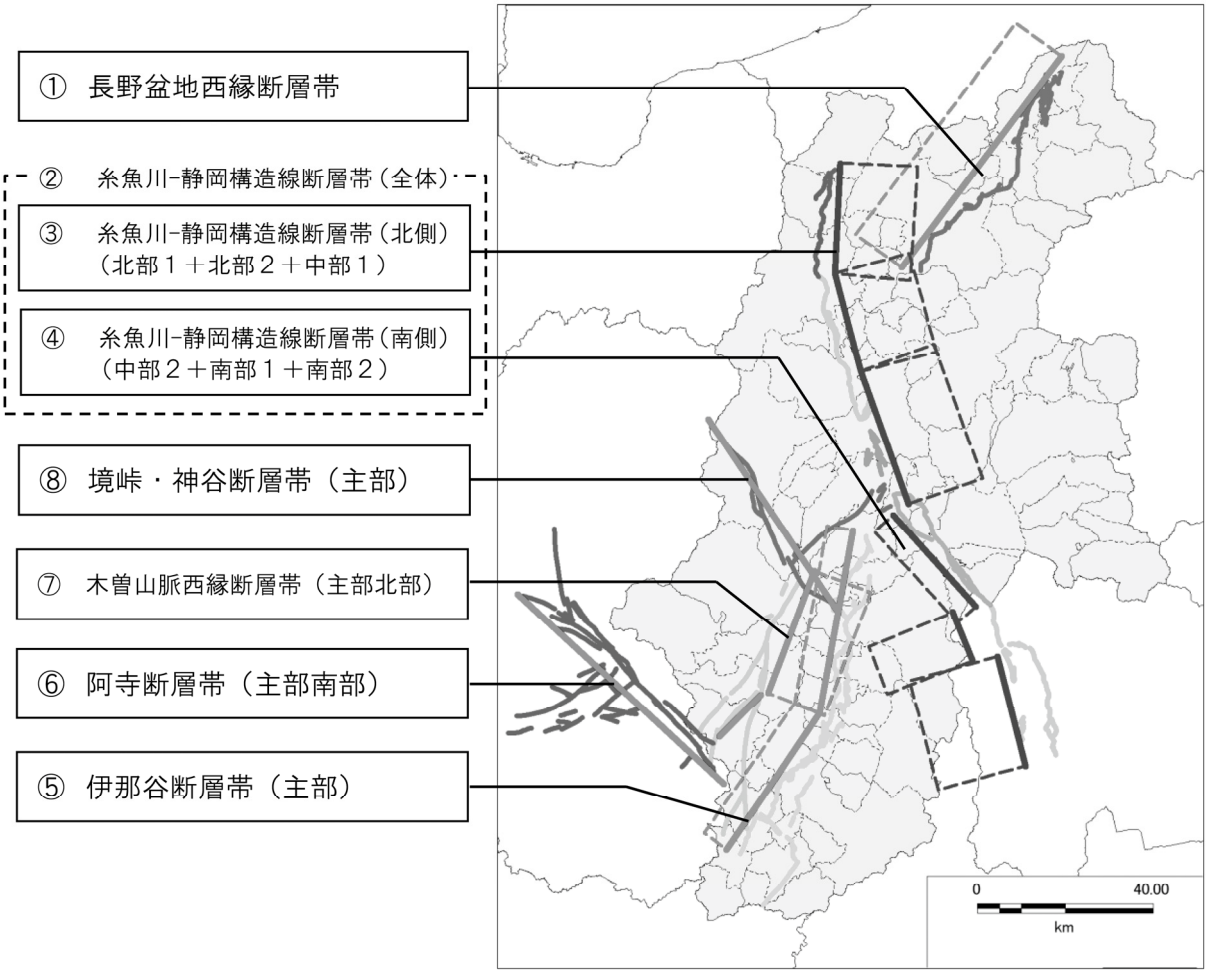

この中で、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「長野盆地西縁断層帯の地震」である。このため、以下、「長野盆地西縁断層帯の地震」についての想定結果を記述する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

3　被害想定結果

本想定地震における中野市の被害想定結果は、次のとおりである。

⑴　予測震度

市域において、最大震度７の非常に強い揺れが予測されているほか、市全域で５強以上と予想されている。

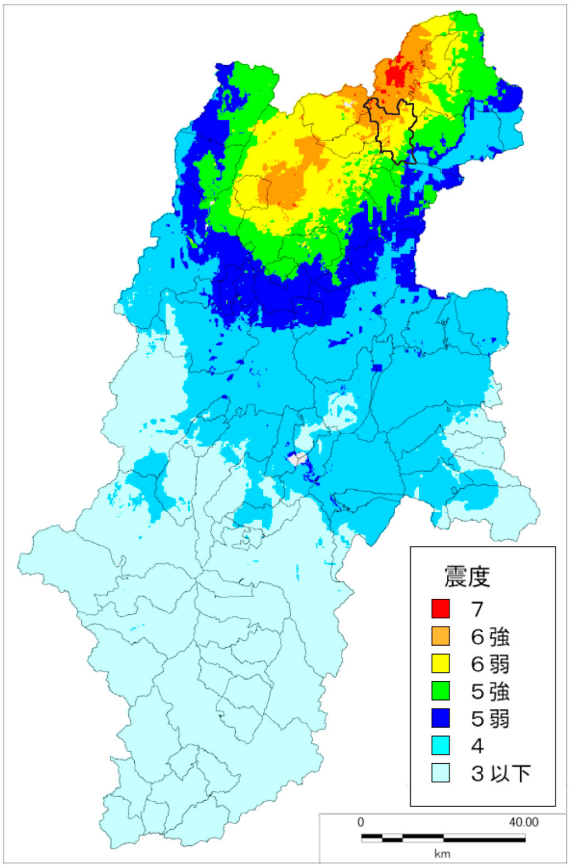

長野盆地西縁断層帯の地震の地表震度分布

⑵　建物被害

ア　冬深夜・強風時及び平常風速時　（棟）

液状化		揺　れ		断層変位	土砂災害		火災	合　計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	90	360	1,310	270	20	60	0	400	1,460

イ　夏12時・強風時及び平常風速時　（棟）

液状化		揺　れ		断層変位	土砂災害		火災	合　計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	90	270	1,400	270	20	60	0	310	1,550

ウ　冬18時・強風時及び平常風速時　（棟）

液状化		揺　れ		断層変位	土砂災害		火災	合　計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	90	360	1,310	270	20	60	0	400	1,460

※１　数字は集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※２　「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数

⑶　人的被害

ア　死者・負傷者・重傷者数

⑺　冬深夜・強風時及び平常風速時　（人）

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死 者 数	20(0)	＊(＊)	＊(＊)	0(0)	＊(＊)	30(＊)
負傷者数	320(10)	30(20)	＊(＊)	0(0)	＊(＊)	320(10)
重傷者数	180(＊)	10(＊)	＊(＊)	0(0)	＊(＊)	180(＊)

⑴　夏12時・強風時及び平常風速時　（人）

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死 者 数	10(＊)	＊(＊)	＊(0)	0(0)	＊(＊)	20(＊)
負傷者数	240(10)	30(10)	＊(0)	0(0)	＊(＊)	250(10)
重傷者数	130(＊)	10(＊)	＊(0)	0(0)	＊(＊)	130(＊)

⑼　冬18時・強風時及び平常風速時　（人）

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死 者 数	20(＊)	＊(＊)	＊(0)	0(0)	＊(0)	20(＊)
負傷者数	280(10)	20(10)	＊(0)	0(0)	＊(0)	280(10)
重傷者数	150(＊)	＊(＊)	＊(0)	0(0)	＊(0)	150(＊)

※１　「＊」は「わずか」を示す。

※２　数字は、集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※３　(　)は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※４　屋内収容物の倒壊による死者数は、建物倒壊による死者数の内数

イ　避難者数

被災１日後			被災２日後			被災１週間後			被災１か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
790	470	320	3,710	1,860	1,860	2,390	1,190	1,190	1,440	430	1,000

※１　冬18時・強風時

※２　避難者数は、集計結果を１の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

ウ　避難所に避難する要配慮者数

被災１日後		被災２日後		被災１週間後		被災１か月後	
避難所避難者数	うち要配慮者数	避難所避難者数	うち要配慮者数	避難所避難者数	うち要配慮者数	避難所避難者数	うち要配慮者数
470	90	1,860	350	1,190	230	430	80

※　冬18時・強風時

エ　自力脱出困難者数

冬深夜・強風時	夏12時・強風時	冬18時・強風時
50(10)	40(10)	50(10)

※　(　)は自力脱出困難者のうち要配慮者数を示す。

⑷　物資不足量

ア　食料過不足量

避難所避難者数			食料過不足量（食）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
474	1,857	1,634	2,594	△4,091	△9,974

※1　避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

※2　△は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

イ　飲料水過不足量

断水人口			飲料水過不足量（リットル）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
15,546	11,898	10,084	△39,006	△74,701	△104,954

※1　△は不足量を示す。正の数は需要量を上回る給水可能量を示す。

※2　断水人口は全想定条件で同じ。

ウ　毛布の過不足量

避難所避難者数			生活必需品（毛布）過不足量（枚）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
474	1,857	1,634	1,459	△1,307	△861

※1　△は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2　避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

⑸　災害廃棄物

災害廃棄物の発生量想定：30,190トン

※　建物被害が最も多い「冬18時・強風時」で算出

⑹　孤立集落数

孤立の可能性がある集落	震度6強以上が想定されている地域の集落	アクセス困難のおそれがある集落	重複	合計
28	2	8	0	10

⑺　道路施設被害

延長：49㎞

緊急輸送路における道路施設被害箇所数：4箇所

⑻　ライフライン被害

ア　上水道の断水人口・断水率

給水人口（人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）
43,620	31,770	73	14,860	34	6,210	14	700	2

※　給水人口は、「平成23年度長野県の水道」を活用

イ　下水道の機能支障人口・機能支障率

処理人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１か月後	
	機能支障人口（人）	機能支障率（%）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）	機能支障人口（人）	機能支障率（%）
44,960	34,110	76	17,540	39	6,730	15	840	2

※　処理人口は、平成24年度末長野県汚水処理人口普及状況（下水道処理人口＋農排整備人口）を活用

ウ　停電軒数・停電率

⑺　被災直後

想定条件		電灯軒数（軒）	被災直後停電軒数（軒）	被災直後停電率（%）	配電線被害による停電軒数（軒）
平常時	冬深夜	26,720	16,880	63	50
	夏12時		16,880	63	40
	冬18時		16,880	63	50
強風時	冬深夜		16,880	63	50
	夏12時		16,880	63	40
	冬18時		16,880	63	50

⑴　復旧予測

被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）	停電軒数（軒）	停電率（%）
16,880	63	3,490	13	260	1	40	0

※　冬18時・強風時

エ　固定電話不通回線数・不通回線率

⑺　停電の影響がない場合

想定条件		回線数（回線）	被災直後の不通回線数（回線）	被災直後の不通回線率（%）
平常時	冬深夜	10,750	30	0
	夏12時		20	0
	冬18時		30	0
強風時	冬深夜		30	0
	夏12時		20	0
	冬18時		30	0

⑴　停電の影響が50%及び100%の場合

被災直後（停電の影響が50%）		被災直後（停電の影響が100%）		被災１日後		被災１週間後		被災１か月後	
不通回線数(回線)	不通回線率（%）	不通回線数(回線)	不通回線率（%）	不通回線数(回線)	不通回線率（%）	不通回線数(回線)	不通回線率（%）	不通回線数(回線)	不通回線率（%）
3,400	32	6,790	63	1,400	13	20	0	0	0

※　回線数は１の位を四捨五入している。

オ　携帯電話停波基地局率・不通ランク

被災直後		被災１日後		被災４日後		被災１週間後	
停波基地局率（％）	不通ランク	停波基地局率（％）	不通ランク	停波基地局率（％）	不通ランク	停波基地局率（％）	不通ランク
9	A	24	－	2	－	0	－

※　Ａ：非常につながりにくい

Ｂ：つながりにくい

Ｃ：ややつながりにくい